

部落差別をなくすために



部落差別の解消の推進に関する法律制定! 【2016(平成28)年12月】

[基本理念]

- ・ 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

[国の責務]

- ・ 部落差別を解消するため、相談体制の充実、必要な教育及び啓発を行うとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う。
- ・ 部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行う。

[地方公共団体の責務]

- ・ 部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた相談体制の充実、必要な教育及び啓発を行うよう努める。

